

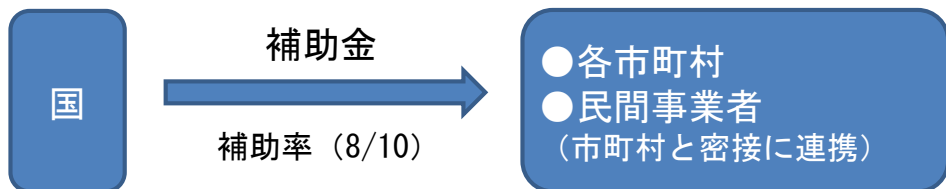
沖縄振興特定事業推進費（内閣府政策統括官（沖縄政策担当））

5年度予算額 **85.0億円**
（4年度予算額 80.0億円）

趣旨・目的

- 沖縄振興特別推進交付金（ソフト交付金）は、県及び市町村が事業を計画的・継続的に実施するための財源として、客観基準に基づき、毎年度、県及び市町村に安定的に配分されるものであるため、多様な地域課題・政策課題への迅速・柔軟な対応が困難なケースもあり得ます。
- 沖縄振興特定事業推進費は、このようなケースに備え、ソフト交付金を補完し、
 - ・機動的に事業を推進するための財源として、臨機応変な財源捻出が困難な市町村が実施する事業への支援
 - ・市町村が認定する公共性を有する事業を推進するための財源として、市町村と密接に連携する民間事業者が実施する事業への支援を行います。

資金の流れ



事業概要

- ◆補助の根拠：予算補助
- ◆補助対象者：市町村
市町村と密接に連携して取り組む民間事業者
- ◆補助率：8/10
- ◆補助対象事業：ソフト交付金の対象事業（沖縄の振興に資する事業及び沖縄の特殊事情に起因する事業）のうち、以下の要件を満たすもの

市町村補助金

① 機動性要件

（多様な地域課題・政策課題に対応するため迅速・柔軟に実施する必要がある事業等）

先導性要件

（他の市町村にも広げていくことが望ましい事業）

② 又は

広域性要件

（事業の効果が当該市町村にとどまらず広域に及ぶと見込まれる事業）

民間補助金

① 公共性要件

（多様な地域課題・政策課題に対応するための公共性を有する事業等）

先導性要件

（他の市町村にも広げていくことが望ましい事業）

② 又は

広域性要件

（事業の効果が当該市町村にとどまらず広域に及ぶと見込まれる事業）

注）複数年度にわたる事業については、初年度は要件①②を満たすものとし、2年度目以降は要件②を満たすもの。